

児童の自主降所について

現在、学童保育所では、児童の降所の際には保護者のお迎えをお願いしています。

しかし、勤務状況、家庭の状況によっては、18時半までの迎えが困難な家庭もありますので、下記に該当する場合は、児童の自主降所を認めます。

自主降所はリスクも伴いますので、やむを得ない場合のみの利用を想定しており、原則お迎えをお願いします。

下記に該当する場合は対象となります

- 終業時間の関係で学童保育所の閉所時間に迎えが間に合わない場合。
例) 両親共に、残業等により迎えに行けない。
例) 祖父母も都合によりどうしても迎えに行けない。
- 習い事や塾へ児童だけで向かう必要がある場合。

下記の条件を必ず守ってください

- 夏季期間（4月～9月）は17：30、冬季期間（10月～3月）は17：00までに学童保育所を降所する。この時間を超える場合は、必ず保護者が迎えに来ること。
- 降所の際に事故が発生した場合は、保護者が責任をとること。
- 連絡帳に当日の自主降所の利用の有無について記載すること。

手続きの方法について

- 保護者が学童保育所、社会福祉協議会、市役所のいずれかへ「自主降所許可申請書兼確約書（以下確約書）」を提出し、宮若市長の許可を得ることが必要です。市で勤務状況などを職場に確認した後、許可書を発行します。（確約書には、迎えに来ることができない理由を詳細に記載してください）
- 初回利用の前日までに確約書を提出し、その後は、保護者が連絡帳に当日の自主降所の利用有無について記載し、指導員との連絡を必ず行ってください。
※学童に入所していない兄弟児が迎えに来る場合は、確約書の提出は必要ありません。
※確約書の提出は年度につき1回。

注意事項

- 確約書の提出は、初回利用前日までにお願いします。利用当日の提出は認めません。
- 特に低学年の児童は、利用される前に帰路の確認、帰宅の練習を十分に行ってください。
- 上記の条件を遵守できない場合は、退所していただくこともあります。

★お問い合わせ★

宮若市役所 子育て福祉課 子育て支援係

TEL 32-0517